を販売していないこと」の後に「、かつ、」を加え、第一項第二号イの項中「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改め、第一項第二号ロの項を削り、第一項第二号ハの項の上欄中「第一項第二号ハ」を「第一項第二号ロ」に改め、同項中欄中「揮発油を販売していないこと」の後に「、かつ、」を加え、第二項の項中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第四項第五号中「生産揮発油流通経路」を「主たる生産揮発油流通経路」に、「確認揮発油流通経路」を「主たる確認揮発油流通経路」に改める。

第十四条の二第四項第六号中「申請揮発油販売業者及び申請給油所を用いて販売される揮発油を申請揮発油販売業者に直接又は間接に供給する者」を「申請後流通経路を構成する者であつて、申請揮発油販売業者及び揮発油を申請揮発油販売業者に直接又は間接に供給する者」に、「揮発油供給者」を「主たる揮発油供給者」に、「確認供給者」を「主たる確認供給者」に、「生産揮発油又は確認揮発油が品質に変更を加えられることなく申請の日前一月間申請給油所を用いて販売される」を「申請の日前一月間生産計画申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売しない」に改める。

第十四条の二第四項第七号中「申請揮発油販売業者及び揮発油供給者」を「申請後流通経路を構成する申請揮発油販売業者及び主たる揮発油供給者」に、「生産揮発油又は確認揮発油が品質に変更を加えられることなく申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて販売される」を「申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法第十三条の規格に適合しない揮発油を販売しない」に改める。

第十四条の二第七項第二号中「揮発油供給者」を「主たる揮発油供給者」に改める。

第十四条の七第五項中「同条第一項第一号ロ中「申請の日から生産計画終了日」とあり、同条第一項第二号ロ中「申請の日から確認計画終了日」とあり、」を削る。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年六月十五日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現に改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和五十二年通商産業省令第二十四号。以下、「規則」という。）第十四条の二の規定によりされている申請又は規則第十四条の七の規定によりされている変更申請については、改正後の規則第十四条の二の規定によりされた申請又は規則第十四条の七の規定によりされた変更申請とみなす。

2　この省令の施行の際現に改正前の規則第十四条の二により受けた認定又は規則第十四条の七の規定により受けた変更認定については、改正後の規則第十四条の二の規定による認定又は改正後の規則第十四条の七の規定による変更認定を受けたものとみなす。